

令和5年度 随意契約結果一覧表

課等名	契約の名称	契約年月日	契約の相手方	契約金額	契約の相手を選定した理由	摘要
十勝総合振興局森林室	立木売払事業 (第1601号)	令和5年5月2日	株式会社アイヌ文化振興公社 沙流群平取町字二風谷228	10,890 円	○買受申込によって販売することを決定する集積、副産物、薪材、自家用若しくは家業用（農畜産用、漁業用等を含む）の林産物を販売するため。（これらの産物は、単独の買受申込によって販売の決定をすることから、他に替わる販売先がない。） 政令第167条の2第1項第2号 北海道財務規則（昭和45年規則第30号） 第3節 随意契約に関する運用方針第1項（2）	
十勝総合振興局森林室	立木売払事業 (第1602号)	令和5年5月2日	株式会社アイヌ文化振興公社 沙流群平取町字二風谷228	37,510 円	○買受申込によって販売することを決定する集積、副産物、薪材、自家用若しくは家業用（農畜産用、漁業用等を含む）の林産物を販売するため。（これらの産物は、単独の買受申込によって販売の決定をすることから、他に替わる販売先がない。） 政令第167条の2第1項第2号 北海道財務規則（昭和45年規則第30号） 第3節 随意契約に関する運用方針第1項（2）	
十勝総合振興局森林室	立木売払事業 (第1001号)	令和5年5月26日	浦幌林産協同組合 十勝郡浦幌町字帯富97番地3	12,540,000 円	○道有林野の所在する市町村または道有林野の産物搬出の経路に包括される地域に所在する、素材生産、製材、木工等を主たる業務とするものを組合員とする中小企業協同組合法（昭和24年6月1日法律第181号）に基づく事業協同組合に育成強化を図る必要があることから、その資源として産物を売払するため。 政令第167条の2第1項第2号 北海道財務規則運用方針第3節（随意契約） 関係第1項（19） 道有林野事業における北海道財務規則運用方針第3節（随意契約）関係第1項（19）の適用について	

令和5年度 随意契約結果一覧表

課等名	契約の名称	契約年月日	契約の相手方	契約金額	契約の相手を選定した理由	摘要
十勝総合振興局森林室	立木売払事業 (第2101号)	令和5年5月26日	浦幌林産協同組合 十勝郡浦幌町字帯富97番地3	5,610,000 円	○道有林野産物協定販売実施要領（平成21年3月29日道有林第884号）、及び道有林野産物長期安定供給販売実施要領（平成29年3月29日付け道有林第1009号）に基づく協定により、協定の趣旨に最も適した者を選定していることから代替性がないため。 政令第167条の2第1項第2号 北海道財務規則運用方針第3節（随意契約）関係第1項（19） 道有林野事業における北海道財務規則運用方針第3節（随意契約）関係第1項（19）の適用について	
十勝総合振興局森林室	立木売払事業 (第1002号)	令和5年6月29日	浦幌林産協同組合 十勝郡浦幌町字帯富97番地3	3,300,000 円	○道有林野の所在する市町村または道有林野の産物搬出の経路に包括される地域に所在する、素材生産、製材、木工等を主たる業務とするものを組合員とする中小企業協同組合法（昭和24年6月1日法律第181号）に基づく事業協同組合に育成強化を図る必要があることから、その資源として産物を売払するため。 政令第167条の2第1項第2号 北海道財務規則運用方針第3節（随意契約）関係第1項（19） 道有林野事業における北海道財務規則運用方針第3節（随意契約）関係第1項（19）の適用について	
十勝総合振興局森林室	立木売払事業 (第1003号)	令和5年8月9日	浦幌林産協同組合 十勝郡浦幌町字帯富97番地3	13,970,000 円	○道有林野の所在する市町村または道有林野の産物搬出の経路に包括される地域に所在する、素材生産、製材、木工等を主たる業務とするものを組合員とする中小企業協同組合法（昭和24年6月1日法律第181号）に基づく事業協同組合に育成強化を図る必要があることから、その資源として産物を売払するため。 政令第167条の2第1項第2号 北海道財務規則運用方針第3節（随意契約）関係第1項（19） 道有林野事業における北海道財務規則運用方針第3節（随意契約）関係第1項（19）の適用について	

令和5年度 随意契約結果一覧表

課等名	契約の名称	契約年月日	契約の相手方	契約金額	契約の相手を選定した理由	摘要
十勝総合振興局森林室	立木売払事業 (第1901号)	令和5年8月9日	浦幌林産協同組合 十勝郡浦幌町字帯富97番地3	1,122,000 円	○道有林野で実施する育林事業による多様な作業内容の効率化、及び総合的かつ一体的に施工させる必要があることから、当該造林契約（保育間伐）を履行できる者が他にいないものと明らかに認められるため。 政令第167条の2第1項第2号 北海道財務規則運用方針第3節（随意契約）関係第1項（2） 道有林野事業における北海道財務規則運用方針第3節（随意契約）関係第1項（2）の適用について	
十勝総合振興局森林室	立木売払事業 (第2201号)	令和5年9月11日	浦幌林産協同組合 十勝郡浦幌町字帯富97番地3	8,965,000 円	○道有林野産物協定販売実施要領（平成21年3月29日道有林第884号）、及び道有林野伐採・造林複合協定型森林整備事業実施要領（令和4年3月30日道有林第1792号）に基づく協定により、協定の趣旨に最も適した者を選定していることから代替性がないため。 政令第167条の2第1項第2号 北海道財務規則運用方針第3節（随意契約）関係第1項（19） 道有林野事業における北海道財務規則運用方針第3節（随意契約）関係第1項（19）の適用について	
十勝総合振興局森林室	立木売払事業 (第1004号)	令和5年10月16日	浦幌林産協同組合 十勝郡浦幌町字帯富97番地3	8,965,000 円	○道有林野の所在する市町村または道有林野の産物搬出の経路に包括される地域に所在する、素材生産、製材、木工等を主たる業務とするものを組合員とする中小企業協同組合法（昭和24年6月1日法律第181号）に基づく事業協同組合に育成強化を図る必要があることから、その資源として産物を売払するため。 政令第167条の2第1項第2号 北海道財務規則運用方針第3節（随意契約）関係第1項（19） 道有林野事業における北海道財務規則運用方針第3節（随意契約）関係第1項（19）の適用について	